

地方自治法施行令の一部を改正する政令の施行について (通知)

地方自治法施行令の一部を改正する政令 (平成11年政令第25号) 及び地方自治法施行規則の一部を改正する省令 (平成11年自治省令第4号) は、平成11年2月17日公布され、同日施行されました。

今般の改正は、最近における経済事情、規制緩和の推進の要請等にかんがみ、地方公共団体が競争入札により契約を締結する場合において、価格その他の条件が当該地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする、いわゆる総合評価方式を導入することができることとするともに、公共工事に要する経費について、地方公共団体が現行の前金払に加えて追加的に前金払をする、いわゆる中間前金払をすることができることをその内容とするものです。

貴職におかれては、その施行について、今回の改正の趣旨にのっとり、下記事項に留意の上、遺憾のないよう格別の配慮をされるとともに、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨周知願います。

記

1 (略)

2 支出に関する事項

公共工事の前払金保証事業に関する法律 (昭和27年法律第184号) 第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事のうち、工事1件の請負代金の額が50万円以上の土木建築に関する工事であって以下の要件に該当するものに係る当該工事の材料費等に相当する額として必要な経費については、当該経費の4割を超えない範囲内で既にした前金払に追加して、当該経費の2割を超えない範囲内に限り前金払をすることができるものとする。

① 工期の2分の1を経過していること。

② 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

③ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(令附則第7条、規則附則第3条第2項関係)

平成10年11月27日  
建設省厚発第47号  
建設省技調発第227号  
建設省営監発第84号

各地方建設局総務部長殿  
企画部長殿  
営繕部長殿

大臣官房地方厚生課長  
大臣官房技術調査室長  
大臣官房官庁営繕部監督課長

公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化の促進について

標記について、下記の事項に留意し、事業執行の促進を図らるべし。

#### 記

#### 1. 中間前金払に係る認定の簡素化・迅速化

(1) 「公共工事の代価の中間前金払に係る認定等の取扱について」(昭和47年7月25日建設省会発第634号)における認定資料としては、工事請負契約書に基づき履行報告書をもって足りることとする。

(2) 設計図書の変更指示書に基づき、新規工種等の追加指示が行われていれば、当該新規工種等の追加に係る契約書の変更が行われていなくても、当該新規工種等に係る出来高を、認定対象とする出来高に含めることができるものとする。

(3) 工事請負契約書第34条第4項に基づき中間前金に係る認定の請求があった場合は、直ちに認定を行い、結果を通知することとしているが、当該認定に係り請負者が提出する資料について内容の不備若しくは提出の遅滞があったとき又は連休期間前その他特別の事情があるときを除き、当該請求を受けた日から遅くとも7日以内に当該通知を行うこととする。また、工事請負契約書第34条第3項に基づき中間前金の支払請求があったときは、当該支払請求を受けた日から14日以内に当該支払を行うことと定めているところであるが、現下の景気対策の必要を考慮し、その一層の迅速化に努めること。

(以下略)

3. 国土交通省における中間前金払に係る認定等の取扱について

建設省会発第 633 号

昭和 47 年 7 月 25 日

各 地方建設局長  
北 海 道 開 発 局 長 殿  
沖 縄 総 合 事 務 局 次 長

建設事務次官

公共工事の代価の中間前金払について

(前文、1. ～ 4. 略)

5. 認定の方法

- (1) 支出負担行為担当官（代理官を含む。以下「本官」という。）又は分任支出負担行為担当官（代理官を含む。）は、請負者から中間前金払に係る認定の請求があつたときは、当該契約に係る工期の2分の1（国庫債務負担行為にあつては、当該年度の工事実施期間の2分の1）を経過し、かつ、おおむね工程表によりその時期までに実施すべき工事が行なわれ、その進捗が金額面でも2分の1（国庫債務負担行為にあつては、年割額の2分の1）以上であるかどうかを調査するものとする。
- (2) 前号の調査は、本官契約にあつては、当該工事を担当する事務所長（官庁管轄工事にあつては、管轄監督室長及び本官が指定する官職にある者を含む。）が本官に代つて行なうことができるものとする。
- (3) 認定権者（前2号の規定により調査する者をいう。）は、その結果が妥当と認めるときは認定調書（別記様式）を2部作成し、1部を請負者に交付し、他の1部を請負者の提出する請求書に添えて支出官に送付するものとする。
- (4) 認定に係る取扱いについては、別途通知する。（以下略）

建設省会発第 634 号

昭和 47 年 7 月 25 日

官 庁 管 轄 部 長  
会 計 課 長  
各 地 方 建 設 局 長 殿  
北 海 道 開 発 局 長  
沖 縄 総 合 事 務 局 次 長

建設大臣官房会計課長

公共工事の代価の中間前金払に係る認定等の取扱について

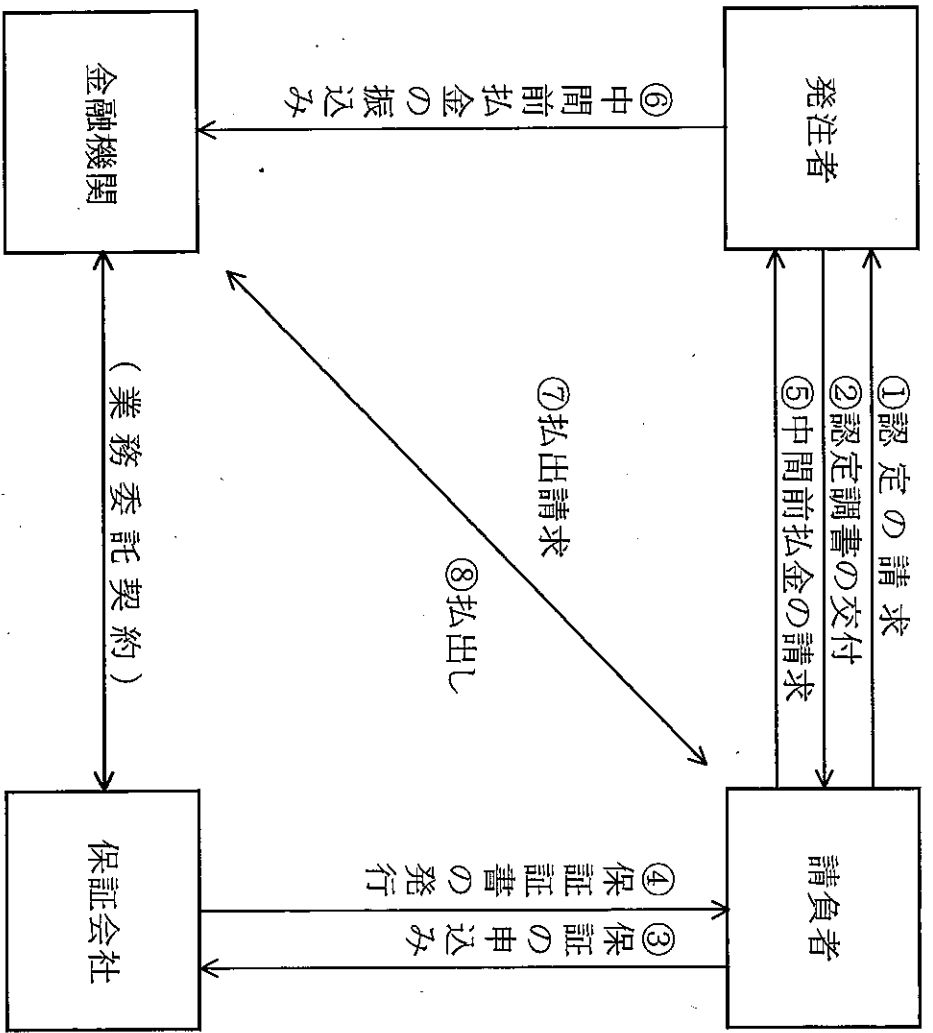
(前文略)

1 認定の方法

- (1) 認定権者は、中間前金払をしようとする工事についてその進捗額を認定しようとするときは、工事出来高報告書、工事実施状況報告書、工事旬報等の資料（以下「認定資料」という。）により行なうことができるものとする。
- (2) 認定権者は、工事現場等に搬入された検査済の材料等があるときは、その額を認定資料の出来高に加算し、進捗額として認定することができるものとする。（以下略）

Ⅲ. 中間前払金保証の流れ

1. 中間前払金保証の流れ



- ① 請負者は、発注者に対して中間前払金の認定の請求を行います。
- ② 発注者は、請負者に対して認定調書を交付します。
  - \* 通常、認定調書は2部作成し、1部は請負者に交付し、1部は発注者が保管します。
- ③ 請負者は、保証会社に対して中間前払金保証の申込みを行います。
- ④ 保証会社は、書類確認等の審査を行った後、中間前払金の保証証書を請負者に対して発行します。
  - \* 保証証書には、当初の前払金と区別する意味で、「中間前払金保証」と表示してあります。
- ⑤ 請負者は、発注者に対して保証証書（中間前払金保証）を添えて中間前払金の請求をします。

⑥ 発注者は、請負者の指定する金融機関に中間前払金を振り込みます。

\* 中間前払金は、当初の前払金と同様、前払金専用の普通預金口座に振り込んでください。

⑦⑧ 請負者は、必要書類を金融機関に提出し、中間前払金を払い出します。

## 2. 中間前払金の保証料

請負者が保証会社を支払う保証料は、保証金額（中間前払金額）の0.065%（一律）です。

計算例： 請負金額1,500万円、  
保証金額（中間前払金額）が300万円の場合  
保証料=3,000,000円×0.00065=1,950円 ⇒ 1,900円（100円未満切捨て）

## 3. 保証金の支払い

万が一、請負者の責に帰すべき事由により請負契約を解除した場合、保証会社から弁済する額（保証金）は、「前払金額（当初の前払金額+中間前払金額）-契約解除時の工事既済部分の請負代金相当額」となります。

\* 保証金の請求は、保証期間の末日の翌日から6ヶ月以内に行わなければなりませんので、ご注意ください。

\* 保証金は、請求書を受領した日の翌日から30日以内にお支払いいたします。

